

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務決裁規則

平成27年4月1日

規則第2号

改正 令和2年3月26日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、管理者の権限に属する事務の専決、代決その他の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁責任者 管理者又は事務局長をいう。
- (2) 決裁 決裁責任者が、管理者の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。
- (3) 専決 事務局長が、管理者の権限に属する事務をこの規則で定めた範囲内で常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (4) 専決者 専決を行う者をいう。
- (5) 不在 決裁責任者が、出張又は傷病その他の理由により、決裁ができない状態にあることをいう。
- (6) 代決 決裁責任者が不在のとき、この規則で定めた範囲内で代わって決裁することをいう。
- (7) 起案者 起案文書について起案を行う者をいう。

(専決事項)

第3条 専決者の専決事項は、別表に定めるとおりとする。

(専決事項の制限)

第4条 この規則に定める専決事項であっても、次に掲げる事項は上司の指示を受けなければならないものとする。

- (1) 重要又は異例に属する事項
- (2) 規定の解釈上疑義のある事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項

- (5) 将来において組合の義務負担が生ずると認められる事項
 - (6) 紛議論争に関するもの又はそのおそれのある事項
 - (7) 前各号に規定するもののほか、上司の決定を受ける必要があると認められる事項
- (代決)

第5条 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

2 副管理者が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、あらかじめ事務局長が指名した者がその事務を代決する。

(代決の制限)

第6条 前条の場合にあっても、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものを除き、重要な事項、異例若しくは疑義ある事項又は新規の事項は、代決することができない。

(報告又は後閲)

第7条 代決を行った者は、代決した事項について必要があると認めるときは、遅滞なく決裁責任者にその旨を報告し、又は起案者に対し後閲に供するよう指示しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専決事項

1 一般に関する事項

- (1) 公告及び公表を発すること。
- (2) 各種団体等が行う行事の共催、後援、協賛等を決定し、組合名の使用を許可すること。
- (3) 申請、届出、回答、調査、照会、報告、通知等を行うこと。
- (4) 届出の処理に関すること。
- (5) 日報、勤務日誌等の確認をすること。
- (6) 国又は県の補助事業に係る文書等の処理に関すること。
- (7) 主管業務に係る資料の収集及び調査研究をすること。
- (8) 所管する台帳に関すること。
- (9) 公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定をすること。
- (10) 事務事業の実施に関すること。
- (11) 儀式、式典、表彰式、行事等の開催に関すること。
- (12) 講演会、研修会等の開催に関すること。
- (13) 会議の招集（特に重要なものを除く。）に関すること。
- (14) 施設の管理及び運営に関すること。
- (15) 事務の所管の決定に関すること。

2 人事に関する事項

- (1) 所属職員に対する旅行命令及びその復命に関すること。
- (2) 所属職員に対する年次休暇の付与に関すること。
- (3) 所属職員に対する特別休暇の付与に関すること。
- (4) 所属職員に対する時間外勤務命令及びその実績報告に関すること。
- (5) 所属職員に対する週休日の指定及びその振替、代休日の指定等に関すること。
- (6) 所属職員に対する職務専念義務の免除の承認に関すること。

3 財務に関する事項

(1) 収入及び支出に関する事項

専決事項		説明
1	収入の調定及びその収入の通知をすること。	全額
2	納入通知書、督促状及び催告状の発行をすること。	全額
3	収入の納期及び納期限の延長の決定をすること。	全額
4	収入の分割納付の決定をすること。	全額
5	収入の減免の決定をすること。	全額
6	収入の徴収猶予の決定をすること。	全額
7	収入の過誤納金の充当又は還付の決定をすること。	全額
8	金銭の寄附（負担付寄附を除く。）受納に関するこ と。	500万円未満
9	支出命令をすること。	支出負担行為の決 定区分に準ずる。
10	収入の更正に関すること。	全額
11	返納の決定に関すること。	全額
12	前渡資金の精算に関すること。	支出負担行為の決 定区分に準ずる。

(2) 支出負担行為に関する事項

専決事項		説明
1	報酬	全額
2	給料	全額
3	職員手当等	全額
4	共済費	全額
5	災害補償費	全額
6	恩給及び退職年金	全額

7	報償費		基準のあるものは 全額、それ以外は 50万円未満
8	旅費		全額
9	交際費		全額
10	需用費	消耗品	500万円未満
		燃料費	全額
		食糧費	全額
		印刷製本費	500万円未満
		光熱水費	全額
		修繕費	500万円未満
11	役務費	通信運搬費	全額
		広告料	500万円未満
		手数料	全額
		保険料	全額
12	委託料		500万円未満
13	使用料及び賃借料		500万円未満
14	工事請負費		1,000万円未満
15	原材料費		工事支給材料は全 額、それ以外は 500万円未満
16	公有財産購入費		500万円未満
17	備品購入費		500万円未満
18	負担金補助及び交付金		組合が構成員となっ ている各種団体への 負担金、拠出金及び 納付金は全額、補助 金及び交付金は50万 円未満、それ以外は 500万円未満

19	扶助費	全額
20	貸付金	500万円未満
21	補償、補てん及び賠償金	補償、補てんは 500万円未満、賠 償金は50万円未満
22	償還金利子及び割引料	全額
23	投資及び出資金	50万円未満
24	積立金	全額
25	公課費	全額

(3) 予備費の充当及び予算の流用に関する事項

専決事項		説明	
1	予備費の充当	50万円未満	
2	予算の流用 (項及び食料 費を除く。)	同一事業内での節間の流用	全額
		同一目内での事業間の流用	全額

(4) 公有財産等に関する事項

専決事項		説明
1	公有財産の取得及び契約に関すること。	予定価格100万円 未満
2	公有財産の売払い、贈与、交換の決定及び契約に関すること。	予定価格 100 万 円未満
3	不動産の借入れの決定及び契約に関すること。	全額
4	物品の処分に関すること。	全額
5	行政財産の目的外使用の許可に関すること。	全て